

ちゅうしん シニアきゃっする

平成 25 年 5 月 13 日現在

商 品 名	ちゅうしん シニアきゃっする
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満 60 歳以上 69 歳以下で、当金庫が定める審査基準を満たされる方 ・ 信金ギャランティ(株)の保証を受けられる方 ・ 公的年金〔国民年金・厚生年金・共済年金（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合等）・厚生年金基金〕を受給している個人の方 ・ 当金庫の会員となる資格のある方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
お使いみち	・ ご自由（ただし、事業性資金へのご利用はできません）
ご契約極度額	・ 50 万円
ご利用限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〈当初〉10 万円以上 50 万円以下（10 万円単位） ※ご利用期間中、契約極度額の範囲内で増減させていただく場合があります（0 円になる場合もあります）。
ご利用期間	・ 3 年（ご契約期限終了時に再審査させていただき自動更新します。ただし、満 70 歳の誕生日の属する月末をもって、新たなご融資が受けられません。）
ご融資利率	・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
お利息の計算方法	・ 毎日の貸越最終残高について、付利単位を 100 円とした 1 年 365 日とする日割計算。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 1 万円を毎月 10 日（当金庫休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の返済用口座から自動引落させていただきます。（定例返済） また、当金庫 A T M で随時ご返済もできます。
保証人・担保	・ 信金ギャランティ(株)が保証しますので、保証人は必要ありません。
保 証 料	・ 保証料はご融資利率に含まれています。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部（9 時～17 時、電話：052-913-1153）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当カードローンは、当金庫および信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関の A T M でご利用できます。 ・ 審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。